

○京都府奨学のための給付金支給要綱

平成26年8月22日
京都府告示第446号

(趣旨)

第1条 知事は、生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する高校生等の授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において給付金を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (2) 基準日 保護者等が給付金の申請を行おうとする月の属する年(当該月が1月から3月までの月であるときは、当該月の属する年の前年)の7月1日をいう。
- (3) 高校生等 法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部に在学する者を除く。)又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日付け25文科初第1446号文部科学省初等中等教育局長通知)に基づき府が実施する事業の対象者をいう。
- (4) 生活保護世帯 基準日において生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく生業扶助を受けている世帯をいう。
- (5) 市町村民税所得割非課税世帯 基準日の属する年度において、市町村民税所得割(給付金が支給される月の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)をいう。)を課されていない保護者等(保護者等が2人以上いるときは、その全員)が属する世帯(保護者等が当該市町村民税の賦課期日において国内に住所を有する場合に限る。)をいう。
- (6) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金は、次の各号のいずれにも該当する保護者等に支給する。

- (1) 基準日現在において、府の区域内に住所を有すること。
- (2) 生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属すること。
- (3) 当該保護者等が扶養している高校生等が、基準日において高等学校等に在籍している者又は基準日以降に高等学校等に入学した者(編入学した者及び転入学した者を除く。)であること。
- (4) 当該保護者等が扶養している高校生等(母子生活支援施設に入所している

高校生等を除く。)が、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知)に基づく措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費の給付を受けていないこと。

- 2 前項に該当する保護者等が2人以上いる場合であっても、給付金の支給を受けることができる保護者等は、高校生等1人につき1人とする。
- 3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項第2号に該当する場合(同号に規定する他の者の収入により生計を維持している場合を除く。)における第1項の規定の適用については、同項第3号及び第4号中「当該保護者等が扶養している高校生等」とあるのは、「高校生等」とする。

(給付金の支給額等)

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるところによる。

- 2 給付金の支給は、特別な事情がない限り年1回とし、支給を受けることができる回数(第8条第2項の規定による支給額の変更に伴う支給を除く。)は、3回(高校生等が高等学校等の定時制課程又は通信制課程に在籍する場合は、4回)を上限とする。
- 3 給付金は、12月までに全額を支給する。ただし、特別の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、基準日以降知事が別に定める期日までに、京都府奨学のための給付金申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があった場合には、その内容を審査の上、給付金を支給することを決定したときは京都府奨学のための給付金支給決定通知書(別記第2号様式)により、支給しないことを決定したときは京都府奨学のための給付金不支給決定通知書(別記第3号様式)により、それぞれ申請書を提出した者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、給付金の支給を決定された者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 給付金を修学の目的以外に使用したとき。
- (3) 次条に規定する届出を怠ったとき。

(受給者の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、変更届(別記第4号様式)により、知事に速やかに届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した申請事項に変更が生じたとき。
- (2) 高校生等が休学したとき。
- (3) 高校生等が死亡したとき。

2 知事は、前項に規定する届出があった場合は、支給決定の取消し又は支給額の変更をすることができる。

(取消し又は変更の通知)

第9条 知事は、第7条又は前条第2項の規定により、支給決定の取消し又は支給額の変更をしたときは、京都府奨学のための給付金支給取消通知書（別記第5号様式）又は京都府奨学のための給付金支給変更決定通知書（別記第6号様式）により受給者に通知する。

(給付金の返還)

第10条 知事は、第7条又は第8条第2項の規定により、支給決定の取消し又は支給額の変更をしたときは、支給された給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月22日から施行し、平成26年度分の給付金から適用する。

附 則

この告示は、平成27年11月10日から施行し、平成27年度分の給付金から適用する。

附 則

この告示は、平成29年3月31日から施行し、平成28年度分の給付金から適用する。

附 則

この告示は、平成29年8月18日から施行し、平成29年度分の給付金から適用する。

別表(第4条関係)

支給額の基礎となる高校生等の区分		支給額の基礎となる高校生等1人当たりの支給額	
生活保護世帯	私立の高等学校等に在学する高校生等	1人当たり年額52,600円	
	国公立の高等学校等に在学する高校生等	1人当たり年額32,300円	
市町村民税所得割非課税世帯	被扶養者1人以下の場合	私立高生	1人当たり年額84,000円
		国公立高生	1人当たり年額75,800円
	被扶養者2人以上の場合	私立高生	1人当たり年額138,000円(被扶養者の全てが私立高生である場合においては、その最も年長の私立高生にあっては、年額84,000円)
		国公立高生	1人当たり年額129,700円(被扶養者の全てが国公立高生又は私立高生である場合においては、当該被扶養者の国公立高生が1名のときは当該国公立高生、2名以上のときは当該国公立高生のうち最も年長の者は、年額75,800円)
私立の高等学校等(通信制の課程)に在学する高校生等		1人当たり年額38,100円	
国公立の高等学校等(通信制の課程)に在学する高校生等		1人当たり年額36,500円	

備考 1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 私立高生 私立の高等学校等(通信制の課程を除く。)に在学する高校生等をいう。
- (2) 国公立高生 国公立の高等学校等(通信制の課程を除く。)に在学する高校生等をいう。
- (3) 被扶養者 支給対象者が扶養している高校生等及び当該高校生等の兄弟姉妹(基準日現在15歳以上23歳未満の者(中学生及び高校生等を除く。))に限る。以下同じ。)をいう。

2 支給対象者が扶養している被扶養者が2人以上ある場合であって、当該被扶養者(以下「対象被扶養者」という。)の全てが相互に兄弟姉妹の関係にあるとき以外における当該対象被扶養者に係る給付金の支給額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 相互に兄弟姉妹の関係にある対象被扶養者(以下「特定兄弟姉妹被扶養者」という。)以外の対象被扶養者を対象被扶養者でないものとみなしてこの表の規定を適用して算出された当該特定兄弟姉妹被扶養者に係る給付金の額の合計額(特定兄弟姉妹被扶養者が2以上の兄弟姉妹に係るものであるときは、それぞれの特定兄弟姉妹被扶養者につき当該算出された当該合計額の合計額)
- (2) 対象被扶養者のうちに、相互に兄弟姉妹の関係にある他の対象被扶養者がいない対象被扶養者(以下「特定その他被扶養者」という。)があるときは、当該特定その他被扶養者以外の対象被扶養者を対象被扶養者でないものとみなしてこの表の規定を適用して算出された当該特定その他被扶養者に係る給付金の額(特定その他被扶養者が2人以上あるときは、それぞれの特定その他被扶養者につき当該特定その他被扶養者以外の対象被扶養者を対象被扶養者でないものとみなしてこの表の規定を適用して算出された当該給付金の額の合計額)